

# 大学が独自に設定する科目

## ■全免許状

### 教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位				備 考	
科 目	単 位	科 目	単 位	幼 1	小 1 小 2 幼 2	中 1 中 2	高 1		
大学が独自に設定する科目	幼 1	14	○全人教育論	2	14	2	4	12	小学校・中学校・高等学校のみ
	幼 2	2	○教育学概論	2					
	小 1	2	教育インターンシップA	2					
	小 2	2	教育インターンシップB	2					
	中 1	4	教育インターンシップC	1					
	中 2	4	教育インターンシップD	1					
	高 1	12	精神保健	2					
			生命と性の教育	2					
			異文化理解と教育	2					
			教職演習A	1					
			教職演習B	1					
			生涯学習概論	2					
			道徳教育の理論と方法	2					
			現代社会の教育課題	2					
			運動部活動の指導法	2					
			教育インターンシップ(幼)A	2					
			教育インターンシップ(幼)B	2					
			教育インターンシップ(幼)C	1					
			教育インターンシップ(幼)D	1					
			免許状取得に必要な単位数						

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」(幼稚園は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」)「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

# 免許法施行規則第66条の6に定める科目

## ■全免許状

### 教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科目	単位	科目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
		○体育	1		
外国語コミュニケーション	2	ELF 101	4	4	※①
		ELF 102	4		
		ELF 201	4		
		ELF 202	4		
		ELF 301	4		
情報機器の操作	2	○情報科学入門	2	2	
	8	免許状取得に必要な単位数		10	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。